

---

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 短期給付及び特定健康診査等について

---

### 短期給付について

- 任意継続組合員の掛金の納付について  
任意継続組合員の方が新型コロナウイルス感染症に感染したなどの理由により、期限までに掛金の納付が行えない場合は、期限の延長の対象となる場合があります。  
ただし、前納の場合は延長の対象となりませんのでご注意ください。
- 育児休業手当金の支給対象期間の延長について  
組合員の方の子供が新型コロナウイルス感染症に感染したなどの理由により、職場復帰ができなくなった場合は、育児休業手当金の支給対象期間が延長される場合があります。
- 傷病手当金の支給について  
組合員の方が新型コロナウイルス感染症による療養のために勤務を休み、報酬が減額されたり、支給されなくなったりした場合は、傷病手当金が支給されます。

### 特定健康診査及び特定保健指導について

特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えることとなりました。

ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は実施を行う場合があります。

※ 詳細については所属されている支部にお問い合わせください。